

## 令和7年度第3回北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和7年12月17日（水）18時30～

場所：北とぴあ14階スカイホール

- 1 開会
- 2 子ども・子育て施策等に関する報告事項
  - (1) 私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について
  - (2) 子どもの権利に関する取組について
  - (3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の代用計画について
  - (4) 児童相談所等複合施設開設に向けたスケジュールの見直しについて
- 3 その他
- 4 閉会

### 【資料一覧】

資料名	配付区分
資料1 私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について	事前送付
資料2 子どもの権利に関する取組について	//
資料3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の代用計画について	//
資料4 児童相談所等複合施設開設に向けたスケジュールの見直しについて	//
参考資料	//

【事務局】子ども未来課子ども未来係 梅村・曾根  
メール：kosodate-ka@city.kita.lg.jp  
電話：03-3908-9097



子ども・子育て会議資料  
令和 7 年 12 月 17 日  
子ども未来部子ども未来課  
子ども未来部 保育課

私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について

1 要 旨

私立幼稚園である榎の木幼稚園については、令和 9 年度当初からの幼稚園型認定こども園への移行に向けた準備を進めていく。また、旧たきさん幼稚園を仮園舎としたうえで、令和 8 年度中に老朽化に伴う施設の改築工事を予定している。

2 榎の木幼稚園の概要

- (1) 設置主体 学校法人深澤学園
- (2) 所在地 北区西ヶ原 4-48-3
- (3) 認可年月 昭和 30 年 3 月  
現園舎は昭和 29 年度建設の 2 階建て、延床面積 463 m<sup>2</sup>

(4) 認可定員

満 3 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計*
5 人	30 人	35 人	35 人	105 人

※令和 7 年度中に私立学校審議会に諮問のうえ、認可定員を 70 人まで減員する予定である。

- (5) 教育時間・預かり保育実施時間  
教育時間 9 時～14 時  
預かり保育実施時間 教育時間終了後から 18 時まで（月～金曜日）

3 認定こども園移行後の定員・教育時間など

- (1) 改築後の園舎の概要  
軽量鉄骨 3 階建て 延床面積 654.18 m<sup>2</sup>

(2) 利用定員

	満 3 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
1号認定児	6 人	14 人	15 人	15 人	50 人
2号認定児		6 人	7 人	7 人	20 人
計	6 人	20 人	22 人	22 人	70 人

(3) 教育時間等

① 1号認定児

教育時間 9時～14時

預かり保育実施時間 7時30分～9時及び教育時間終了後から  
18時30分まで（月～金曜日の実施）

② 2号認定児

預かり時間 7時30分～18時30分（9時～14時の教育時間  
を含む、月～金曜日の実施）

4 今後の予定

令和8年	3月	幼稚園認可定員を減員
	4月	園舎改築工事着工
		旧たきさん幼稚園に仮移転
	12月	認定こども園認定申請
令和9年	2月	園舎改築工事完了、新園舎に移転
	4月	認定こども園として運営開始

子ども・子育て会議資料  
令和 7 年 12 月 17 日  
子ども未来部子ども未来課

## 子どもの権利に関する取組について

### 1 要 旨

令和 6 年 4 月 1 日に施行された北区子どもの権利と幸せに関する条例（以下「条例」といいます。）に基づく、子ども権利に関する取組状況について報告する。

### 2 子どもの権利委員会の活動【別紙写真・提言書参照】

令和 7 年 8 月 29 日（金）に子どもの権利委員会として初の公式提言の場となる「子どもの権利委員会から区長への提言式」を開催した。提言式の後には、委員と区長・教育長との意見交換も行われた。

### 3 条例の普及啓発に係る取組【別紙写真等参照】

#### （1）第 4 2 回ふるさと北区区民まつりへの展示ブースの出展

- ・ 来場した子どもたちの声を集めて「子どもの権利の木」を制作
- ・ 条例ハンドブック、子どもの権利普及啓発チラシを配布

#### （2）北区ニュースでの広報

北区ニュース 11 月 1 日号の 1 面記事「こどもまんなか月間」において「子どもの権利」をテーマにした取組・イベントの周知を行った。

#### （3）中央図書館との連携した取組

##### ① 10 月 24 日（金）～11 月 30 日（日）

子どもの権利パネルの展示、条例ハンドブックの配架

子どもの権利に関するおすすめ図書の展示（こども図書館）

##### ② 11 月 24 日（祝・月）

中央図書館において、子どもの権利についてボードゲームをしながら楽しく学ぶイベント『みんなで楽しく知ろう・学ぼう「子どもの権利」』を開催した（参加者 25 名）。

#### （4）子どもの権利に関する地域での出前講座

子どもの権利の普及啓発、関係者との協力の推進等を目的に、北区子どもの権利擁護委員を講師とする子どもの権利に関する出前講座を今年度から開始した（今年度、3 団体・グループに対し実施）。

## ◎ 「子どもの権利委員会から区長への提言式」の開催（8月29日）

### ○主な提言内容

- ・ 北区ニュースの積極活用（北区ニュースは学校でも話題になる）
- ・ 区民まつりでの出店など（取組を地域全体に広げる）
- ・ 子どもから子どもへ伝える場（中学生から小学生への子どもの権利の出前講座など）



○区長、教育長との意見交換

# ◎ 区長への提言書

令和7年8月 29日

東京都北区長 山田 加奈子 様

東京都北区子どもの権利委員会

(中学生委員)	玄間 もか	藤原 聖太郎	早川 航平
	前川 璃乃	武藤 愛菜	村田 大河
	村松 千桜	萬 慶太	
(高校生委員)	大川 夏実	戸邊 明里	
(委員)	内田 塔子	林 大介	田中 優希
	畑川 麻紀子	小柴 千佳子	鈴木 将雄
	清水 智子	守谷 暢明	

## 子どもの権利の普及啓発の充実策に関する提言

### 【1】現状の課題

私たち北区子どもの権利委員会は、北区で令和6年4月に施行された北区子どもの権利と幸せに関する条例を、多くの人にもっと知ってもらいたいと考えています。

しかし、活動や話し合いを重ねる中で、次のような課題があると感じました。

- ① 多くの子どもが「子どもの権利」について知らない。
- ② 学校の内外で「子どもの権利」を学ぶ機会が限られている。
- ③ 保護者や地域の大人への周知が十分ではない。
- ④ 情報発信手段（動画制作、北区ニュースなど）の活用に課題がある。

### 【2】私たちの提案

私たちが北区で子どもの権利をもっと広く知ってもらうために考えた具体的な方法を提案します。

#### 1 子どもから大人まで幅広い世代を対象とした取り組み

- ① 北区ニュース・動画・ハンドブックなどの多様な発信手段を活用し、子どもの権利をPRしてください。
- ② 区民まつりでの出店など、地域・区全体への広がりにつながる取組をしてください。

#### 2 子どもが主体となった取り組み

- ① 中学生から小学生に対する出前授業など、「子どもから子どもへ」伝える場をつくってください。
- ② 学校の生徒会朝礼や授業などで子どもが主体的に学ぶ機会をつくってください。

#### 1 子どもから大人まで幅広い世代を対象とした取り組み

##### ① 多様な発信手段を活用する。

北区ニュースは、子どもたちも目にする媒体としてとても有効です。北区ニュースの記事の内容が学校で話題になることもあります。そこで、北区ニュースを積極的に活用して、子どもや保護者、おじいちゃん・おばあちゃんの目に届くようにします。

11の子どもの大切な権利をまとめた動画を制作し発信します。ショート動画は子どもに人気がありますが、「きたコン」では視聴環境を整える必要があります。また、区のYouTubeだけでなく外部クリエイターや他のSNSも活用して発信を広げます。

家庭に持ち帰ることができる条例ハンドブックを全児童・生徒に配布します。家庭に持ち帰って、読んでもらうことで保護者にも知ってもらい、親子で話すきっかけをつくります。

##### ② 地域・区全体へ広げていく。

区民まつりなどのイベントでブースを出展して体験や展示を通じた発信を行います。こうした場で、制作した「ショート動画」を配信すると更に効果的です。花火会などでアナウンスするのもよいと思います。こうした取組により、区全体の広域的な啓発につなげます。

#### 2 子どもが主体となった取り組み

##### ① 「子どもから子どもへ」伝える場をつくる。

中学生や高校生が、小学生に向けて「出前授業」やワークショップを行います。生徒会や「子ども委員」が講師となり、自分の経験やエピソードを交えて話すことで、より身近に感じてもらえます。身近な存在から学ぶことで、親近感が生まれ、自分のこととして考えやすくなります。講師を外部から呼ぶよりも費用がかからず、続けやすい方法です。

##### ② 学校で学ぶ機会をつくる。

子どもの権利を学校の授業（道徳など）で継続的に学べる環境が大切です。生徒会朝礼や学校行事を使い、子ども自身が他の生徒に向けた紹介を行います。こうした取り組みを通じて、学校生活の中で、自然に子どもの権利を考える時間を組み込んで、理解を深めていきます。

### 【3】想定される費用

- 出前講座やワークショップの会場費
- 動画制作費用、配布用冊子の印刷製本費
- イベント出展のための備品費用 など

## ◎第42回ふるさと北区区民まつりへの展示ブースの出展

1. 来場した子どもたちの声を集めて『子どもの権利の木』を制作
2. 条例ハンドブック、子どもの権利普及啓発チラシを配布し、  
子どもの権利を地域でPR

97人の  
子どもの声が  
集まりました



日時：令和7年10月4日(土) 場所：飛鳥山公園内

# ◎子どもの権利に関する展示開催 (10月24日～11月30日)



○子どもの権利パネルの展示 (2階エントランス)



○子どもの権利に関するおすすめ図書の展示

# ◎北区ニュース11/1号

北区広報 発行：北区 編集：政策研究部広報課  
〒114-8508 東京都北区王子駅前1-15-22  
TEL 3908-1111 北区広報の交換内線です。  
※紙：フロッピー紙の環境にやさしい紙を使用しています。

NO.1838  
発行日：2025年10月24日

11/1 **北区ニュース**

●消費生活フェア2025……2面  
●お口の働きBESTな秋……3面  
●地域の絆……4～7面  
●子どもの権利No.1……7～8面  
●つなげる区民・福祉No.1……8面

**こどもまんなか月間**

北区子どもの権利と幸せに関する条例は令和6年4月に施行され、今年の4月で施行から1年経ちました。区では、子どもから大人まで幅広い世代の方に子どもの権利や条例を知ってもらうための普及啓発活動を行いました。

**子どもの権利の木**

子どもの権利の木  
10月24日(金)から25日(土)まで北区区民まつりにて、参加した子どもたちの思いを集めて「子どもの権利の木」を制作しました。

**子どもの権利@中央図書館 パネル展示 イベント開催**

パネル展示中/  
期間：10月24日(金)～11月30日(日)  
場所：中央図書館2階エントランス(十集合1-2-5)  
子どもの権利に関するパネル展示を行います。  
子どもの権利に関するさまざまな取組のほか、完成した「子どもの権利の木」、子どもの権利委員会から区長への提言の内容などご覧いただけます。  
北区子どもの権利委員会から区長に子どもの権利について提言を行いました(10月29日開催)。

イベント開催 \ 参加者募集中/  
みんなで楽しく知ろう・学ぼう「子どもの権利」  
北区子どもの権利推進委員会と、子どもの権利についてボードゲームをしながら楽しく学ぶイベントです。  
11月24日(日) 中央図書館3階ホール(十集合1-2-5) 申込20人  
(応募多数の場合は抽選) 11月10日(月)までに、お電話で申込  
申込フォーム

中央図書館内こども図書館内に  
子どもの権利に関する  
おすすめ図書展示中  
～子どもの権利について、  
一緒に考えてみませんか～

子どもの権利@子ども美術館 TEL 390819097

記事の見た 印刷 本紙 内容 検索 文字 読者(読者のない場合は無料です) 申込方法 問い合わせ 申込 申込み 申込みページ 申込み  
連絡・直しなどを往復はがき・ファクス・Eメールなどで申し込む場合の記入例は、4面をご覧ください。

## ◎みんなで楽しく知ろう・学ぼう「子どもの権利」(11月24日)



2025  
**11/24** 月祝  
14:00-16:00  
13:30開場

11月20日は  
「世界子どもの日」

みんなで楽しく知ろう・学ぼう

# 「子どもの権利」

参加費  
無料



子どもの権利  
擁護委員




おいしいものを食べる時、安心できる場所で休めるとき、  
 できなかったことができるようになったとき、幸せを感じる時は人それぞれ。  
 幸せを感じる権利・やりたいことを自由にできる権利が皆さんにはあります。  
 子どもの権利に詳しい「子どもの権利擁護委員」と一緒に、  
 ボードゲームで「子どもの権利」を楽しく知って学びましょう！

場 所	北区中央図書館3Fホール
募集人数	20名程度 ※多数の場合は抽選
問 合 せ	子ども未来課 子ども未来係 ☎03-3908-9097
申込条件	区内在住または在学の小中学生 ※保護者の方の観覧も可能
申込期間	10月4日(土)～11月10日(月)

申し込みは  
コチラから



主 催



北区

発行物登録番号 7-2-027

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の代用計画について

### 1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下、「誰でも通園」といいます）は、0歳6か月～満3歳未満の未就園児が、保護者の就労等の有無にかかわらず、月10時間を上限に保育園等を利用できる国の制度に基づく事業です。

### 2 北区の誰でも通園の現況

北区は令和6年度の試行的事業に続き、令和7年度も全国実施に先駆けて誰でも通園を実施しております。また、現在誰でも通園とは別に実施している0歳8か月～2歳児クラスの未就園児が、保護者の就労等の有無にかかわらず、複数月かつ週数回で1日最大8時間まで保育園等を利用できる子育て応援モデル事業は、東京都の制度改正のため、令和8年度から誰でも通園の上乗せ事業として整理します。

なお、令和8年度以降も、誰でも通園のみを実施する保育園等と誰でも通園に子育て応援モデル事業を上乗せして実施する保育園等は併存いたします。

### 3 代用計画の趣旨

誰でも通園は、令和7年4月から児童福祉法において「乳児等通園支援事業」として創設され、子ども・子育て支援法においては、令和7年度は「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられ、令和8年4月からは「乳児等のための支援給付」として創設されます。

そのため、こども家庭庁の事務連絡、ガイドライン等を踏まえ、「第3期北区子ども・子育て支援事業計画」（以下、「子子計画」といいます）を変更し、または、変更が困難な場合は代替措置として「乳児等のための支援給付」に係る代用計画を策定する必要があります。この度「乳児等のための支援給付」に係る代用計画の策定に当たり、北区子ども・子育て会議に意見聴取をさせていただくものです。

### 4 代用計画の記載事項

- ・乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいいます）を一体的に提供する体制に関する事項  
※「一体的提供」とは、教育・保育や乳児等通園支援等を、乳幼児期の発達の連続性を踏まえて切れ目なく提供することを指します。
- ・乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

### 5 今後の予定

令和7年12月

- ・東京都へ北区代用計画の策定を協議
- ・子ども・子育て支援法に基づく「特定乳児等通園支援事業運営基準条例（確認基準）」を北区議会へ上程  
※児童福祉法に基づく「乳児等通園支援事業設備等基準条例（認可基準）」は制定済み

令和8年1月

- ・令和8年度実施施設の子ども・子育て支援法に基づく確認申請等受付開始
- ・利用者に対して、令和8年度以降の乳児等通園支援事業の給付認定申請等受付開始
- ・北区代用計画の策定

令和8年3月

- ・子ども・子育て支援法等に基づき、実施施設を北区子ども・子育て会議にて意見聴取

令和8年4月

- ・乳児等通園支援事業全国実施開始

## 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

北区

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

○1号認定及び2号認定への提供体制を継続的に確保することで、乳児等通園支援事業の利用終了後の入園枠の確保に努め、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

# 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画（北区全域）

（別添）

## 令和7年度以降の子ども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

担当者連絡先			
都道府県	東京都	担当者名	田島
市区町村	北区	電話番号	339081333
所属（課・室）	保育課	メールアドレス	shiritsu-hoku@city.kita.lg.jp

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児		2450		2440		2390		2360		2360
	1歳児		2394		2440		2395		2355		2370
	2歳児		2300		2280		2395		2365		2360
	合計		7144		7160		7180		7080		7090
対象児童数	0歳児		870		861		836		822		823
	1歳児		740		765		723		688		708
	2歳児		531		487		605		581		579
	合計		2141		2113		2164		2091		2110
利用率	0歳児		8%		18%		18%		18%		18%
	1歳児		7%		9%		9%		9%		9%
	2歳児		0%		47%		47%		47%		47%
	合計		6%		21%		23%		23%		23%
利 用 者 数 （ 二 者 ズ ）	0歳児		69		158		154		151		152
	1歳児		51		69		66		64		65
	2歳児		0		227		282		272		271
	合計		120		454		502		487		488
必 要 利 用 者 数 × 1 時 間	0歳児		690		1580		1540		1510		1520
	1歳児		510		690		660		640		650
	2歳児		0		2270		2820		2720		2710
	合計		1200		4540		5020		4870		4880
必 定 の 受 入 定 人 想 に 定 ま る た め の 数 （ 1 7 6 時 間 ）	0歳児	4	4	9	5	9	0	9	0	9	0
	1歳児	3	3	4	1	5	1	5	0	4	0
	2歳児	0	0	13	13	18	5	16	0	17	0
	合計	7	7	26	19	32	6	30	0	30	0

# 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画（赤羽地域）

（別添）

## 令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

担当者連絡先			
都道府県	東京都	担当者名	田島
市区町村	北区	電話番号	339081333
所属（課・室）	保育課	メールアドレス	shiritsu-hoku@city.kita.jp

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児		1013		1045		1010		990		1000
	1歳児		1062		1050		1030		1005		1020
	2歳児		924		990		1035		1025		1030
	合計		2999		3085		3075		3020		3050
対象児童数	0歳児		370		384		366		356		360
	1歳児		412		390		367		341		356
	2歳児		197		251		293		282		286
	合計		979		1025		1026		979		1002
利用率	0歳児		9%		23%		23%		23%		23%
	1歳児		4%		9%		9%		9%		9%
	2歳児		0%		49%		49%		49%		49%
	合計		5%		24%		25%		26%		26%
利 用 者 数 （ 二 者 ズ ）	0歳児		35		88		84		82		83
	1歳児		17		35		33		31		32
	2歳児		0		123		144		139		141
	合計		52		246		261		252		256
必 要 受 入 者 数 × 1 時 間	0歳児		350		880		840		820		830
	1歳児		170		350		330		310		320
	2歳児		0		1230		1440		1390		1410
	合計		520		2460		2610		2520		2560
必 定 受 入 人 員 に つ な ぎ た め の 定 員 数 （ 1 7 6 時 間 ）	0歳児	2	2	5	3	5	0	5	0	5	0
	1歳児	1	2	2	0	2	0	2	0	2	0
	2歳児	0	0	7	7	9	2	8	0	9	0
	合計	3	4	14	10	16	2	15	0	16	0

# 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画（王子地域）

（別添）

## 令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

担当者連絡先			
都道府県	東京都	担当者名	田島
市区町村	北区	電話番号	339081333
所属（課・室）	保育課	メールアドレス	shiritsu-hoku@city.kita.jp

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児		776		740		735		730		725
	1歳児		730		765		730		720		720
	2歳児		737		710		750		720		710
	合計		2243		2215		2215		2170		2155
対象児童数	0歳児		275		256		255		254		253
	1歳児		178		207		180		178		186
	2歳児		157		124		172		152		149
	合計		610		587		607		584		588
利用率	0歳児		6%		14%		14%		14%		14%
	1歳児		10%		8%		8%		8%		8%
	2歳児		0%		42%		42%		42%		42%
	合計		6%		18%		20%		20%		19%
利 用 者 数 （ 二 者 ズ ）	0歳児		17		35		35		35		35
	1歳児		17		17		15		15		16
	2歳児		0		52		73		64		63
	合計		34		104		123		114		114
※ 必 要 受 入 者 数 × 1 時 間	0歳児		170		350		350		350		350
	1歳児		170		170		150		150		160
	2歳児		0		520		730		640		630
	合計		340		1040		1230		1140		1140
※ 必 定 の 受 入 人 数 に つ な ぎ た め 1 7 6 時 間 （ 整 備 量 ）	0歳児	1	0	2	2	2	0	2	0	2	0
	1歳児	1	0	1	1	1	0	1	0	1	0
	2歳児	0	0	3	3	5	2	4	0	4	0
	合計	2	0	6	6	8	2	7	0	7	0

# 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画（滝野川地域）

（別添）

## 令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

担当者連絡先			
都道府県	東京都	担当者名	田島
市区町村	北区	電話番号	339081333
所属（課・室）	保育課	メールアドレス	shiritsu-hoku@city.kita.jp

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児		661		655		645		640		635
	1歳児		602		625		635		630		630
	2歳児		639		580		610		620		620
	合計		1902		1860		1890		1890		1885
対象児童数	0歳児		225		221		215		212		210
	1歳児		150		168		176		169		166
	2歳児		177		112		140		147		144
	合計		552		501		531		528		520
利用率	0歳児		8%		16%		16%		16%		16%
	1歳児		11%		10%		10%		10%		10%
	2歳児		0%		46%		46%		46%		46%
	合計		6%		21%		22%		23%		23%
利 用 者 数 （ 二 者 ズ ）	0歳児		17		35		35		34		34
	1歳児		17		17		18		18		17
	2歳児		0		52		65		69		67
	合計		34		104		118		121		118
必 要 受 入 者 数 × 1 時 間	0歳児		170		350		350		340		340
	1歳児		170		170		180		180		170
	2歳児		0		520		650		690		670
	合計		340		1040		1180		1210		1180
必 定 受 入 人 員 に つ な ぎ た め の 定 員 数 （ 1 7 時 間 ）	0歳児	1	2	2	0	2	0	2	0	2	0
	1歳児	1	1	1	0	2	1	2	0	1	0
	2歳児	0	0	3	3	4	1	4	0	4	0
	合計	2	3	6	3	8	2	8	0	7	0

# こども誰でも 通園制度

## こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、  
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず  
形で支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

### 対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

### 利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。



子ども・子育て会議資料  
令和 7 年 1 2 月 1 7 日  
児童相談所開設準備担当部児童相談所開設準備担当課  
子ども未来部子ども家庭支援センター  
教育振興部教育総合相談センター

児童相談所等複合施設開設に向けたスケジュールの見直しについて

1 要 旨

児童相談所等複合施設開設に向けて、令和 6 年度中の建設工事着手に向けて準備していたところ、令和 6 年 9 月と 1 2 月に実施した建築工事の入札が不調となり、外壁や内装等の 2 次部材の施工性やメンテナンス性の再検討及びコスト縮減を含めた修正設計を実施した。修正設計を踏まえ臨んだ令和 7 年 6 月の入札も不調となったため、今後の開設に向けた方針やスケジュールの見直しを行う。

2 現 況（経過等）

平成 3 0 年 1 2 月	旧赤羽台東小学校施設跡地の利活用計画策定
令和 2 年 7 月	児童相談所等複合施設基本構想策定
令和 3 年 1 2 月	児童相談所等複合施設基本計画策定
令和 6 年 2 月	児童相談所等複合施設運営指針策定
3 月	基本・実施設計完了
9 月	建築工事入札不調（1 回目）
1 0 月	電気・空調設備工事契約
1 2 月	給排水衛生設備工事契約
1 2 月	建築工事入札不調（2 回目）
令和 7 年 3 月	修正設計完了
6 月	建築工事入札不調（3 回目）

3 内 容

（1）児童相談所等複合施設開設に向けた今後の方針

建築工事の入札不調を踏まえ、建設事業者等へのヒアリングを実施したところ、建設資材の高騰や建設業界全体の技術者不足、さらにはコロナ禍後の急速な工事発注量の増加などの社会状況の変化があること、また、それに伴い施工難易度の高い工事については、応札を従来行ってきた事業者にもおいても応札を見送る、または判断を先送りにする傾向が高まっていることから、確実な建築工事の実施に向けて、これまでの設

計と条件を活用しつつ、施工性に配慮した見直しや建設費の縮減を図るため、改めて設計事業者を選定し、一から設計を行う方針とした。

なお、既契約の電気・空気調和・給排水衛生設備工事においては、受注者が工事の開始に備え、施工体制等を維持するために要した経費等について協議等を行った後、契約の解除を行うものとする。

#### (2) 職員の確保育成

令和8年度開設にむけて、新規職員採用や経験者採用のほか、先行自治体に派遣するなど職員の確保育成に努めてきた。開設時期の遅延を踏まえ、改めて職員採用や派遣計画については見直しを図る。

#### 4 今後の予定

令和7年12月	既契約工事案件の契約解除
令和8年2月	設計費用等を当初予算にて上程
令和8年度～	再設計に着手
令和10年度～	建設工事着手
令和12年度中	複合施設竣工（児童相談所含む）